

令和 8 年 6 月 3 0 日
相 模 原 市 発 表 資 料

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様に御迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

「職員の診断書の偽造等」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	環境経済局 経済部 農政課主事(30歳)
事 案 の 概 要	当該職員は、傷病休暇に当たって必要となる医師の診断書について計2回偽造を行い、当該偽造した診断書により令和7年6月18日から20日までの3日間の傷病休暇を取得して給与を不正に受給するとともに、令和7年9月30日から10月2日までの3日間に係る傷病休暇の取得を試みた。 また、事案の聴取の際に虚偽の供述を行った。
処 分 の 内 容	停職6か月
処 分 年 月 日	令和8年6月30日

問合せ先
人事・給与課
直通電話 042-769-8213
対応責任者 大塚